

公安委員会定例会議開催状況

1 開催日 令和3年9月1日(水)

2 開催方法 Web会議 公安委員会室

3 出席者

(1) 公安委員会

町田委員長 高橋委員 五十嵐委員

(2) 警察本部

本部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長
情報通信部長 首席監察官 警察学校長
広報広聴課長 訟務室長 捜査第三課長 運転管理課聴聞官 公安委員会室長

4 議事の概要

(1) 報告事項

ア 令和3年度警察官A等採用試験の結果について

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から、「採用予定者数よりも合格者数が多くなっているが、理由は何か。」と質問があり、警察本部から、「採用辞退者が出ることを見越している。」と回答があった。

イ 初任科第218期生卒業式並びに初任科第220期生及び第221期生合同入校式の実施について

警察本部から、「9月29日に初任科第218期生の卒業式、10月6日に初任科第220期生及び第221期生合同入校式をそれぞれ群馬県警察学校体育館において実施する。」と報告があった。

委員から、「7月にも初任科生の卒業式に出席したが、警察官らしく大変きびきびとしていた。今回も家族や来賓が出席できず残念であるが、厳粛な式典となるようにしていただきたい。」と意見があった。

ウ 大麻取締法違反(営利目的栽培)被疑者の検挙について

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から、「大規模な摘発であり、薬物犯罪が減るためにも良いことだと思う。組織的な犯行が疑われることから、厳しく捜査をしていただきたい。」と意見があった。

また、委員から、「海外では大麻使用を合法としている国もあるが、数はどの

くらいか。」と質問があり、警察本部から、「厚生労働省の資料によると、カナダ、ウルグアイ、米国の一部の州において、医療目的以外の目的での大麻の使用が合法化されている。」と回答があった。

エ 令和3年秋の全国交通安全運動の実施について

警察本部から、「広く県民に交通安全思想・交通ルール・正しいマナーの普及・浸透を図り、交通事故を防止することを目的として、令和3年9月21日から同月30日までの10日間、秋の全国交通安全運動を実施する。」と報告があった。

委員から、「秋は全国運動であり、コロナ禍の中、各種活動に制限はあるが、工夫を凝らしたPR活動を行い、県民に周知できるように取り組んでいただきたい。」、「10日間の実施期間を有効に使い、県警察、交通安全協会、学校等が連携した活動を推進していただきたい。」、「交通事故を防ぐためには、県民に警察官の姿を見せることが大切だと思うので、引き続き、よろしくお願ひしたい。」と意見があった。

オ 高校生による「自転車セーフティープロジェクト」の実施について

警察本部から、「本県の自転車事故に占める高校生の割合が全国ワースト上位という現状を踏まえ、県警察と県教育委員会が連携して高等学校における自転車事故防止に向けた取組を活性化させ、高校生の関係する自転車事故を抑止することを趣旨とした高校生による『自転車セーフティープロジェクト』を実施する。」と報告があった。

委員から、「高校生の関係する自転車事故の防止は、以前からの課題となっているので、新たなプロジェクトを始めるのは良いことであり、関係団体等と連携した取組をお願いしたい。」、「今回のプロジェクトを積極的に広げ、継続できるように活発化していただきたい。」、「交通事故の当事者となると、本人だけでなく家族も大変だと思うので、悲惨な交通事故がなくなるように頑張ってもらいたい。」と意見があった。

(2) 決裁事項

ア 公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまの令和2年度事業報告及び収支決算報告について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

委員から、「事業収益の中で一番大きなものは何か。」と質問があり、警察本部から、「犯罪被害者支援業務委託等の委託料収益等である。」と回答があった。

イ 公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま役員の変更について

警察本部から、「令和3年5月1日付け及び同年6月19日付けで公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまの理事が交代した。」と説明があり、決裁した。

ウ 公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま職員の変更について

警察本部から、「令和3年6月30日付け及び同年7月1日付けで公益社団法人

人被害者支援センターすてっぷぐんまの犯罪被害相談員2名が任命解除になった。」と説明があり、決裁した。

エ 地方自治法第180条の2の規定に係る補助執行協議の回答について
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

オ 国家賠償請求事件の発生及び応訴について
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

カ 警察職員の職務執行に対する苦情の処理について（2件）
警察本部から、令和3年5月31日及び同年6月23日付けで受理した警察職員の職務執行に対する苦情の処理方針について説明があり、決裁した。

キ 警察職員の職務執行に対する苦情の受理について
警察本部から、令和3年8月24日付けで受理した警察職員の職務執行に対する苦情について説明があり、決裁した。

ク 栃木県警察との合同捜査に伴う警察官の派遣について
警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

ケ 行政処分の意見聴取結果について
警察本部から、当日実施した運転免許行政処分対象事案8件の意見聴取結果及び2件の聴聞結果について説明があり、決裁した。